

## 行政不服審査法の改正概要について

## 不服申立ての手続を審査請求に一元化

- 異議申立てが廃止され、審査請求に一元化される
- 審査庁となる行政庁が直近上級行政庁から最上級行政庁に変わる

**異議申立て** 処分庁に上級行政庁がない場合に処分庁に再考を求める不服申立て(図1)

**審査請求** 処分庁に上級行政庁がある場合に処分庁の直近行政庁に審査してもらう不服申立て(図2)

## 審理員による審理手続を導入

- 旧法には、審理をする者に関する規定がなかったが、新法では、審査庁に所属し、処分に関与しない職員のうちから審理手続を行う審理員を指名すると規定された(図3)
- 審理員は、処分庁と審査請求人の両者の主張を公平に審理し、審理員意見書を審査庁に提出する
- 審理員の審理手続は、教育委員会や監査委員など委員会や委員が審査庁となる審査請求では行わない
- 情報公開と個人情報保護に関する審査請求については、審理員の審理手続ではなく従来の審査会での審理を継続する

## 行政不服審査会への諮問手続を新設

- 審理員意見書の提出を受けた審査庁は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関(行政不服審査会)に諮問する(図3)
- 行政不服審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する委員3人の合議体で審理員意見書を点検し、答申する
- 寒川町では、行政不服審査会の事務を神奈川県に事務委託する

## 審査請求期間を延長

審査請求期間を処分があったことを知った日の翌日から起算して60日から3月に延長される

